

第3回『新しい総合事業』に関する説明会

日 時 平成28年 2月24日(水)
通所介護 午前10時～
訪問介護 午後 2時～
会 場 福島市 市民会館 2階
第2ホール

〈 次 第 〉

1 開 会

2 あいさつ

3 『新しい総合事業』に関する説明

(1) 『新しい総合事業』への移行にあたっての最終確認

(2) 『新しい総合事業』における相談からサービス利用までの流れについて

(3) その他

■質疑応答、意見交換等

4 閉 会

★本日の説明についてご質問等がありましたら、平成28年 3月 2日(水)までに長寿福祉課宛 (tyoujyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp) メールにて提出いただければ、次回の説明会で回答いたします。

★第4回『新しい総合事業』に関する説明会

日時：平成28年 3月29日(火) 通所介護 午前10時～午前11時
訪問介護 午後 2時～午後 3時
場所：福島市 保健福祉センター 5階 大会議室

(1) 『新しい総合事業』 への移行にあたっての最終確認

福島市では平成28年3月1日より『新しい総合事業』へ移行します。

①総合事業対象者の総合事業開始時期

【表 1】

No.	総合事業対象者	予防給付	総合事業
1	平成28年2月29日時点で要支援認定を有している要支援者	認定の有効期間まで	平成28年3月1日以降の有効期間開始日から
2	平成28年3月1日以降に要支援認定を受けた要支援者（新規・区変等）	—	有効期間開始日から
3	基本チェックリストを実施して該当した方（事業対象者）	—	有効期間開始日から

【図 1】

	平成28年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
2月1日更新認定	予防給付 → 平成29年1月31日まで							
2月20日新規認定	予防給付 → 平成29年2月28日まで							
3月1日更新認定	予防給付	総合事業						
4月1日更新認定	予防給付	総合事業						
5月1日更新認定	予防給付	総合事業						
6月1日更新認定	予防給付	総合事業						
7月1日更新認定	予防給付	総合事業						

②『新しい総合事業』における事業所指定について

新しい総合事業の指定権者は福島市です。このことから、福島市における新しい総合事業に係る事業所指定は、福島市に住民票のある第1号被保険者（福島市に住民票のある住所地特例者含む）のみに効力を有します。

なお、平成30年3月31日までは、介護予防訪問介護・介護予防通所介護と新しい総合事業が並存します。そのため、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る届出等は県へ新しい総合事業に係る届出等は市へ届け出ることになります。

また、地域包括支援センターの届出等は、介護予防支援と新しい総合事業の両方を福島市に届け出ることになります。

ア 事業所の指定等について

(ア) みなし指定について

平成27年3月31日で、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、介護予防支援事業の有効な指定を持つ事業所に対し、新しい総合事業において同一のサービスを提供する事業所として、指定したとみなされています。

これらの事業所にあつては、指定手続きが済んでいるとみなされるため、新規の指定申請は不要です。

なお、みなし指定による指定の有効期間は、平成27年4月1日～平成30年3月31日までとなります。

それ以降の指定の有効期間は6年間とします。指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要となります。

(イ) みなし指定とならなかった既存事業所について

平成27年4月1日以降に指定となった事業所については、新しい総合事業を実施するにあたり、福島市より新たに指定を受ける必要があります。

平成28年3月1日から新しい総合事業を開始するにあたっては、平成28年2月10日までに、「県に提出した届出の写し一式」と「市の指定申請書」の提出をいただいております。

なお、指定の有効期間は6年間とします。指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要となります。

(ウ) 新規指定申請について

新規指定申請を提出する事業所は、事業を開始する前月の10日までに、市へ申請書類等の提出が必要となります。※開設予定の事業所は、事前にご相談ください。

(エ) 変更届出等について

⑦変更届について

申請事項に変更があつた場合は、変更があつた日から10日以内に、市へ変更

届の提出をお願いします。

④事業の廃止・休止の届出について

事業を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止する1月前に、市へ廃止・休止・再開届の提出をお願いします。

⑤事業の再開の届出について

事業を再開する場合は、再開した日から10日以内に、市へ廃止・休止・再開届の提出をお願いします。

(オ) 様式について

提出書類については、近日中にホームページに掲載いたします。

(カ) その他

福島市に所在する指定事業所が、福島市以外の事業対象者（福島市に居住する住所地特例者を除く）に対して新しい総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業所の指定を受ける必要があります。

指定の手續等については、保険者であるそれぞれの市町村にお問い合わせください。

(2) 『新しい総合事業』における相談からサービス利用までの流れについて

5 ページ「相談からサービス利用までの流れ」参照

(3) その他

① 『新しい総合事業』事業所説明会における質問事項に対する回答
別紙1参照

② 第4回『新しい総合事業』に関する説明会

日 時：平成28年 3月29日（火）通所介護 午前10時～午前11時
訪問介護 午後2時～午後3時
場 所：福島市 保健福祉センター 5階 大会議室